

考えている。

◆中山 定則 議員

【交通安全の推進について】

問 鬼北交通安全協会運営費補助金を増額する考えはないか。

答 団体の運営に対する補助金の取り扱いについては、鬼北交通安全協会に限らず、経費負担の在り方等を精査する必要があるため、現段階では鬼北交通安全協会に対する補助金を増額するかどうかについては答えられないが、今後、鬼北交通安全協会から、町に対して正式に補助金増額等についての要望があったら、松野町とも相談させていただき、検討したい。

問 県道316号と国道441号の交差点などの交通危険箇所、注意喚起表示などの対策を道路管理者および愛媛県公安委員会に要望できないか。

答 現在、交通安全協会近永支部や地元自治会などから当該交差点における注意喚起表示などの対策等の要望は伺っているが、今後、鬼北町交通安全推進協議会が主体となり、関係機関との連携を図りながら、当該交差点を含め、町内に点在している同様の交通危険箇所状況を把握し、交通事故を未然に防ぐ対策を進めるとともに、必要があれば積極的に警察等の関係機関に要望をしていきたい。

問 地区公民館が取りまとめているガードレール等の交通安全施設設置要望に全て対応できているか。

答 今年度について、カーブミラーについては全体で6カ所の要望があったが、全て要望通りできる見込みである。また、ガードレールについては、全

体で11カ所の要望があるが、現在のところ7カ所については要望通り設置できる見込みになっている。

限られた予算の中で事業となるため、要望箇所の状況を詳しく確認するとともに、優先順位を的確に判断して、可能な限り、町民の皆さんの要望に沿えるように努めていきたい。

【鬼北町公共施設等総合管理計画について】

問 鬼北町公共施設等総合管理計画の広報媒体を活用した情報開示および個別施設計画の策定に係る進捗状況について

答 計画の内容については、計画策定後、町のホームページに本計画の全文および概要版や、鬼北町の財産である固定資産台帳を掲載し、公開している。また、一般会計等財務諸表、特別会計も含めた全体会計財務諸表、さらに一部事務組合や広域連合等も含めた連結財務諸表等の各財務諸表と、その分析資料ならびに評価の基準や方法を記載した注記も掲載し、より町民の皆さんに分かりやすい情報の開示に努めているところである。

計画の策定の進捗状況については、平成28年度に策定した鬼北町公共施設等総合管理計画を基本方針とし、今年度から個別施設計画策定のため、その支援業務について業務委託契約を締結し、2力年で継続して取り組む予定としている。

令和元年度については、施設状況、維持管理方針ヒアリング、公共施設全施設評価、改築更新費用推計、長寿命化更新費用推計、将来見通し方針検討、職員研修会を実施する予定であり、令和2年度としては、再配置・複合化方

針の検討、長寿命化等の実施計画および運用方針、計画本編の作成である。

現在は、個別施設の具体的な方針の決定に向けて、そのさまざまな判断材料となる基礎的な数値を調査しているところであり、今後、そのデータを基に個別施設ごとの方針を定めていくことになるものと考えている。

問 平成29年度に公共施設整備管理基金を3億円で創設されたが、計画的な積立等について

答 平成30年度には、1,980万円を積立て、今回は9月補正予算において、6,430万円を計上し、基金残高は3億8,441万9千円となる予定である。

◆高橋 聖子 議員

【水道施設の耐震化について】

問 鬼北町の現状について

答 当町の上水道施設の耐震化率は、平成30年度末時点で、浄水場0%、配水池30.2%、基幹管路22.2%である。

【今後の取り組みについて】

答 電気計装設備更新事業を今年度から令和4年度までの予定で実施するとともに、令和5年度と6年度においては、西野々地区と生田地区の基幹管路緊急改善事業を計画している。

限られた財源の中で短期間に多くの事業を実施することは、水道事業を経営する上で、かなりの負担となっていくため、耐震化事業については、対象施設の状態を精査し、中期的な計画を立てて実施していきたい。

【保育料の無償化について】

問 鬼北町に住民票があり、町外の対

象施設に通う幼児は何人か。

答 現在、町外の保育所等に通っている幼児は7人、また、町外の幼稚園に通っている幼児は10人である。

問 広域保育委託料、広域保育負担金の内容の違いについて

答 広域保育委託料は、町と私立の保育所等との間で委託契約を締結し、委託料として支払うもの。また、広域保育負担金は公立の保育所等が所在する市町村に支払うものとなっている。

【広域教育負担金の内容について】

答 広域教育負担金とは、鬼北町に住所を有する子どもが、他市町の幼稚園への通園を希望した場合、町がその幼稚園に対して負担金を支払うものである。

問 広域保育委託料、広域保育負担金、広域教育負担金について、今回の無償化によって変更点はないか。

答 これまで公立の保育所等に広域保育を依頼する場合、受け入れ市町村に支払う負担金は、公定価格から保護者から徴収される保育料を差し引いた額であったが、無償化により保護者から保育料が徴収されないため、10月以降は公定価格通りの額を支払うこととなる。

また、私立の保育所、幼稚園等において、現在の利用料の保護者負担金分以外は、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の割合で負担している。今回の無償化に伴い、保護者負担金分もその割合でそれぞれ負担することになるが、今年度については地方負担分の県および町分を国が臨時交付金として全額負担することになっている。